

役員並びに総代の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この土地改良区の役員（理事、監事をいう。以下同じ。）報酬並びに役員、総代及び規約、規程に定める委員（以下「役員等」という。）の費用弁償の支給方法については、この規程の定めるところによる。

(役員報酬額及び支給方法)

第 2 条 役員報酬額は、予算の定める範囲内で支給することができる。

2. 役員報酬は、その年度分を年 2 回に分けて支給することができる。
3. 新たに就任又は退職、死亡したる役員報酬は、月割りにて計算し支給する。ただし、その職を離れた月に再びその職に就いたときは、重ねてその月の報酬は支給しない。
4. 役員交替により、報酬額が変わる場合は、報酬額の多い方を優先に月割りにて計算し支給する。
5. 同一人が 2 以上の受給資格を有する場合は、それぞれの額を支給することができる。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が会議又は委員会等の招集に応じたときは、旅費として 3,000 円支給する。

(旅費)

第 4 条 役員等が公務のため旅行に要する旅費は、旅費規程により支給することができる。

(費用弁償の計算方法)

第 5 条 一日に二つ以上の会議等に招集されたとき、又は、会議等に招集された日に出張したときには、それぞれに旅費 3,000 円を支給する。

(費用弁償の支払い方法)

第 6 条 費用弁償及び旅費は概算払いを請求することができる。

2. 概算払いを受けたときは、旅行を終えた後、直ちに精算しなければならない。

附 則

1. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。